

**基準総則・**

**市街地部会**

仮使用認定 指定確認検査機関

法第7条の6

平成 27 年国土交通省告示第 247 号第1第3項第一号ハ

**仮使用認定基準(平成 27 年国土交通省告示第 247 号第1)第3項第一号ハの取扱いについて**

平成 30 年秋期部会

以下に該当する場合は、仮使用認定基準（平成 27 年国土交通省告示第 247 号第 1）第 3 項第一号ハにおける、重複がないものとみなす。

使用する者に危険が及ばないことを、裁量性なく判断することが可能な場合

＜使用期間が予め確定しており、工事期間と時間的な重複がない場合＞

- （1）学校において、長期休暇中に工事を行う場合
- （2）物品販売店舗等において、営業時間外に工事を行う場合であって、当該店舗以外に仮使用部分がない場合

＜ガードマン等により通行等の重複が制御される場合＞

- （3）敷地外への出入口部分でのみ経路が重複する場合であって、当該部分に仮使用する時間帯は常時ガードマン等を配置する場合

なお、上記以外に関しては各特定行政庁の判断による。